資料３

小田原市卸売市場審議会傍聴要領

（平成２６年２月１２日）

（趣旨）

第１条　この要領は、小田原卸売市場審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第２条　審議会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名等を傍聴受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

（傍聴の制限）

第３条　次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 凶器その他危険のおそれのある物品を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 前２号に掲げるもののほか、会議の進行を妨げるおそれがあると認められる者

（禁止行為）

第４条　傍聴する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 会議会場において、傍聴席以外の場所に立ち入ること。

(2) 会議会場において、みだりに席を離れること。

(3) 会議会場において、私語、談笑その他騒がしい行為をすること。

(4) 会議会場において、会議の言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明すること。

(5) 会議会場において、飲食又は喫煙をすること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をすること。

（撮影、録音等の禁止）

第５条　傍聴する者は、会議会場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、審議会の許可を得た者は、この限りでない。

（退場）

第６条　傍聴する者が、前２条の規定に違反するときは、審議会の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

２　傍聴する者は、公開の会議中において、審議会が会議の全部又は一部を公開しないこととしたときは、速やかに退場しなければならない。

（委任）

第７条　この要領に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、審議会の長が審議会に諮って定める。

附　則

この要領は、平成２６年２月１２日から施行する。